

マイナンバーカードはお持ちですか

マイナンバーカード未取得者の方については、交付申請書を7月下旬から9月にかけて再々送付しております。(令和3年10月31日時点で75歳以上の方、令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方、在留期間の定めのある外国人の方などの一部の方には、別の機会に交付申請書を送付しているため、今回は送付しません。)

申請方法は、スマホで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

役場住民課でも申請できます。役場住民課では、写真撮影からオンライン申請まで全部無料で住民課職員が行いますので、手ぶらでお越しいただきだけで大丈夫です。

住民課窓口でマイナンバーカードを申請した方にプレゼントを差し上げます！ なくなり次第終了です。



11月の休日申請受付・交付窓口



とき 11月26日(土)午前9時～正午 **ところ** 役場 住民課窓口

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数により、長時間の待ち時間が生じる場合があることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁者の状況により準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びする場合があります。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174



マイナポイント第2弾を実施しています

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※)で利用可能なポイントがもらえるしくみです。

※QRコード決済(〇〇Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのことです。

役場では平日の午前9時から午後5時15分まで、**申込の支援窓口を開いています。**詳しくはお問い合わせください。

対象 12月末までにマイナンバーカードを申請した方で、①～③にあてはまる方

- ①マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得する方も含まれます。)
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方(6月29日以前に利用申し込みを行った方も含まれます)
- ③公金受取口座の登録を行った方(6月29日以前に登録を行った方も含まれます)

ポイント付与

①最大5,000円相当のポイント

※令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない方)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。

②③7,500円相当のポイント

マイナポイントの申込期限 ①②③令和5年2月末

最新の情報は、総務省のマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

役場 企画課 内線163



総務省マイナポイント事業
ホームページ

URL <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>